○農林水産省告示第千七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年七月十四日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　埼玉県飯能市大字唐竹字大関四二一、四二二、字トウノス四二五から四二八まで、字内台四二九から四三七まで、字平田指四三九から四四七まで、字日向窪四五七から四五九まで、字長久保四六〇から四六二まで、四六四から四六六まで、四七二から四七四まで、字炭釜四七五から四八一まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を埼玉県庁及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年七月十四日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　埼玉県飯能市大字上名栗字釜渕八〇二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字釜渕八〇二（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を埼玉県庁及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年七月十四日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　埼玉県飯能市大字下名栗字中山越一六六二、一六六三、字宮ノ入一六七三、一六七四、字漆窪一六八七の一、一六八七の二、一六八八、一六九〇の一から一六九〇の三まで、一六九一、一六九二、一六九三の一、一六九三の四、字庄ノ沢一七四六の一、一七四六の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を埼玉県庁及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年七月十四日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　埼玉県本庄市児玉町太駄字白山平一五三九の一、一五三九の二、一五四六、一五四八、一五四九、二九二二、二九二三、二九二五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字白山平一五四六・一五四八・二九二二（以上三筆について、次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を埼玉県庁及び本庄市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年七月十四日

農林水産大臣　山田　正彦

一　解除に係る保安林の所在場所　岐阜県中津川市茄子川字中畑一一二の七四八

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年七月十四日

農林水産大臣　山田　正彦

一　解除に係る保安林の所在場所　岐阜県多治見市笠原町字梅平四一〇六の七・四一〇六の四四・四一〇六の四六・四一〇六の四八・四一〇六の五〇・四一〇六の五二（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）、四一〇六の三八二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県庁及び多治見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年七月十四日

農林水産大臣　山田　正彦

一　解除に係る保安林の所在場所　滋賀県大津市一里山六丁目字石拾一七二八の五、一七二八の三・一七二八の六・一七二八の七（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　水道事業用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県庁及び大津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年七月十四日

農林水産大臣　山田　正彦

一　解除に係る保安林の所在場所　秋田県湯沢市高松字天矢場二の一一、三の三、三の四

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年七月十四日

農林水産大臣　山田　正彦

一　解除に係る保安林の所在場所　島根県益田市匹見町紙祖イ二一四二の六、イ二一四四の四（次の図に示す部分に限る。）、イ二一四四の九

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁及び益田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年七月十四日

農林水産大臣　山田　正彦

一　解除に係る保安林の所在場所　岐阜県土岐市下石町字西山三〇五の二三（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県庁及び土岐市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年七月十四日

農林水産大臣　山田　正彦

一　解除に係る保安林の所在場所　秋田県由利本荘市矢島町坂之下字道仏坂一八・一九の三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を秋田県庁及び由利本荘市役所に備え置いて縦覧に供する。）